

6南総危機第188号  
令和6年10月24日

南丹市防災会議委員 様  
南丹市国民保護協議会委員 様

南丹市防災会議会長  
南丹市国民保護協議会会長  
(公印省略)

令和6年度第1回南丹市防災会議及び第1回南丹市国民保護  
協議会の会議後資料の送付について

秋麗の候、委員皆様におかれましては、益々ご健勝にてご精励のこととお慶び申し上げます。

平素は、南丹市行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日はご多用の中、令和6年10月10日開催の令和6年度第1回南丹市防災会議及び第1回南丹市国民保護協議会に参加を頂きまして誠にありがとうございました。会議中、事後資料送付となりました件につきまして、別紙のとおり報告させていただきます。ご確認の程、よろしくお願いいたします。

また、会議中、ご指摘、ご指導のございました件につきましては、今後の防災及び国民保護の業務に反映し、別途同会議にて報告、審議してまいります。

引き続きよろしくお願いいたします。

《連絡先》

南丹市総務部危機管理課 山崎

TEL 0771-68-0021

FAX 0771-63-0653

## 別 紙

### 令和 6 年度第 1 回南丹市防災会議及び第 1 回南丹市国民保護協議会の会議後資料

- 1 会議資料中の要配慮者の人数が 5 名となっているが、防災計画の中には、要配慮者として「乳幼児」及び「妊産婦」も挙げられているが、少ないのではないか。

(1) 会議資料の抜粋

令和 6 年 6 月現在（福祉相談課資料）

対象要配慮者	南丹市
在宅要配慮者	5 人
医療施設入院患者	2 人
福祉施設入所者	19 人
合 計	26 人

(2) 乳幼児、妊産婦を考慮した人数

令和 6 年 6 月現在（福祉相談課、こども家庭課資料）

対象要配慮者	南丹市
在宅要配慮者	5 人
医療施設入院患者	2 人
福祉施設入所者	19 人
妊産婦	79 人
乳幼児	1,135 人
合 計	1,240 人

(3) 今後の方針

委員からのご指摘のとおり、防災計画上での要配慮者として「乳幼児」及び「妊産婦」が含まれていない点は確かに該当するものと考えます。

ただし、本件における「5 人」といった数値は、原子力防災時の避難時に在宅介護等により避難が困難な在宅重度要配慮者※を示しております。言葉足らずでありましたが、そうした面では適切な数値であると考えられます。

しかしながら、委員がご指摘される、「乳幼児」及び「妊産婦」の状況に

についても被災時に考慮されるべき点であり、適時適切に把握する必要があることを認識し努めてまいります。

※ 府の依頼により、定期的に調査し報告をしている事項であり、具体的には次の方を調査対象にしています。

- ・ベッドでの寝たきりの高齢者及び要介護者4以上の高齢者など
- ・ベッドでの寝たきりの身体障がい者（下肢障がいや体幹機能障がい1級）や、療育手帳A判定、精神障がい者保健福祉手帳1級の方など
- ・難病患者で、常時医療的ケアが必要な方
- ・その他、市町村が重度と判断する方。

## 2 新たな災害応援協定の締結

災害時における手話等のコミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者への支援に関する協定を付紙のとおり締結しています。ご確認ください。

災害時における手話等のコミュニケーション支援を必要とする  
聴覚障がい者への支援に関する協定

この協定は、南丹市（以下「甲」という。）が、災害時に、手話等のコミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者に対し、南丹市地域防災計画に基づき、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会（以下「乙」という。）とともに行う情報提供等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第1条 情報提供等に関する業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）避難情報の提供及び誘導
- （2）避難所への避難状況の確認
- （3）避難所における避難生活を送るために必要な情報の提供
- （4）災害発生後の事後処理、各種申請手続きの同行
- （5）その他甲及び乙が必要と認める業務

2 前項第5号の業務に関しては、甲及び乙は、京都府聴覚障害者協会口丹ブロック船井支部（以下「丙」という。）と協議するものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、手話等のコミュニケーション支援を必要とする聴覚障がい者に対する業務を実施する場合は、乙に対し、協力の要請（以下「要請」という。）を行うことができる。

2 甲が、前項の要請を行う場合には、次に掲げる事項を乙に通知することとし、併せて丙にこの要請の内容を伝達するものとする。

- （1）要請の理由
- （2）要請の内容
- （3）その他必要な事項

3 要請されたとき、乙は、特別な事情がない限り、この要請を受けるものとする。

（費用の負担）

第3条 甲は、乙が前条の規定により聴覚障がい者に対する業務を行った場合には、甲が自ら負担すべきと認めた費用について負担するものとする。

（損害補償）

第4条 前々条の規定により聴覚障がい者に対する業務を行った者に係る損害補償は、南丹市消防団員等公務災害補償条例(平成18年南丹市条例第230号)によるものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、締結の日から令和7年3月31日までとし、甲、乙、丙が期間満了の日の3箇月前までに、この協定の解除又は変更の申出を行わないときは、更に1箇年間延長するものとし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

第6条 この規定に定めのない事項については、甲、乙、丙で協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を3部作成し、甲、乙、丙が署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和 6 年 6 月 18 日

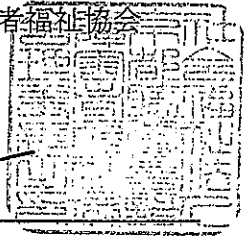
甲 南丹市園部町小桜町47番地  
南丹市  
市長

西村良平



乙 城陽市寺田林ノ口11番64  
社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会  
理事長

高田葵



丙 南丹市園部町美園町7号21番地14  
京都府聴覚障害者協会口丹ブロック  
船井支部  
支部長

氏家康博

